

## 議案第 18 号

北本市都市公園条例の一部改正について

北本市都市公園条例の一部を次のように改正する。

平成 22 年 2 月 23 日 提出

北本市長 石 津 賢 治

北本市都市公園条例の一部を改正する条例

北本市都市公園条例（昭和 49 年条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条を削り、第 2 条の 2 を第 2 条とする。

第 16 条の次に次の 1 条を加える。

（都市公園の区域の変更及び廃止）

第 16 条の 2 市長は、都市公園の区域を変更し、又は都市公園を廃止するときは、当該都市公園の名称、位置、変更又は廃止に係る区域その他必要と認める事項を明らかにしてその旨を告示しなければならない。

第 17 条中「前条」を「第 16 条」に改める。

別表第 2 中「天神下運動公園」を「天神下公園」に改める。

別表第 3 の備考を次のように改める。

備考

- 1 入場料等を徴収して利用する場合の利用料金の上限額は、当該利用料金の上限額に 2 を乗じて得た額に、入場料等の最高額に 100 を乗じて得た額を加えた額とする。

- 2 夜間照明を利用する場合における当該夜間照明の使用単位は30分とすることができるものとし、その場合における利用料金の上限額は当該利用料金の上限額を2で除して得た額とする。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。